

クレジットカードを取り扱う加盟店は決済端末のIC対応化が必要です。（割賦販売法の一部を改正する法律）

1. 法改正の趣旨・概要

近年、クレジットカードを取り扱う加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加※しています。

（※）不正使用被害額は近年3年間で約1.8倍増加

こうした状況を踏まえ、政府は、クレジットカードを取り扱う加盟店に対し、クレジットカード番号等の情報管理や決済端末のIC対応化等のセキュリティ対策を講じること等を義務付ける「割賦販売法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

この法律案は、昨年12月2日に国会において可決・成立し、**2018年6月8日までに施行**される予定です。

2. クレジットカードを取り扱う加盟店の皆様方に主に行っていただくこと

改正法の施行までに、IC対応化したクレジットカード決済端末を設置いただき、利用者からIC化されたクレジットカードの提示を受けた際に、ICによる決済を行う必要があります。



(1) クレジットカード会社が所有する共同利用端末（いわゆるCCT端末）の貸与を受けている場合

→ クレジットカード会社からの連絡に沿って対応いただくこととなります（費用負担については、クレジットカード会社との契約内容により異なります）。

(2) 加盟店自らが決済端末を購入し、所有している場合

→ 決済端末をIC対応化していただく必要があります。

消費税軽減税率制度に対応するためにレジを導入し、併せてIC対応の決済端末を導入する場合には、軽減税率対策補助金（別紙参照）の活用も可能です。

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課

電話番号（代表）：03-3501-1511（内線：4191～4194）

直通：03-3501-2302 担当：芳田（よしだ）、原（はら）、山田（やまだ）

軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

（別紙）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

	レジ導入等の支援（A型）	受発注システムの改修等の支援（B型）
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	原則 2 / 3 <ul style="list-style-type: none"> ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3 / 4 ・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象） 	2 / 3
補助額上限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。	小売事業者等の発注システムの場合 1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ本体 ・レジ付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ） ・機器設置に要する経費（運搬費含む） ・商品マスタの設定費 <p>（リースの場合も対象です） （具体的な対象機種等は、ホームページで公表します）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。） <p>（リースの場合も対象です）</p>
申請支援等	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。
申請のタイミング	機器導入・改修後（申請は随時受付）	指定事業者による改修：システム改修・入替前（申請は随時受付） 自己導入：システム改修・入替後（申請は随時受付）

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。

- 詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。
 ⇒ 軽減税率対策補助金事務局ホームページ (www.kzt-hojo.jp)
- お電話でも問合せを受け付けております。
 ⇒ 軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）
 TEL:0570(081)222 (IP電話等からの番号 03(6627)1317)

■ お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。